

〒143-0023 東京都大田区山王4-21-5
山王ハイイツ101
Tel. NTT 03-5743-2562 FAX 2570
J R 058-4502 (FAX兼)
Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

J R 東海労働組合
発行人 鈴木富雄
編集人 加藤光典

2009年
8月19日
第284号



JR東海労

http://www.geocities.jp/jrtoukairou/

職場の問題を解決しよう!

労働協約・協定改訂

働く者が一体となって要求を勝ち取ろう!

職場を改善するために、働く者の切実な声を

約100項目要求!

本部は8月11日、基本協約の締結と労働協約・協定改訂に関する申し入れ(申第9号)を会社に提出しました。

申し入れは、職場からの切実な声を約100項目にわたり要求しました。減収減益を理由とした抑制を絶対に許すことなく、増収増益の時に私たちに申し惜しんだ蓄えを、今こそしっかりと勝ち取りましょう。

団体交渉が20日から始まり、JR東海労は、職場に渦巻く不満や不安を解決するために、職場でまじめに働く者たちの声を代表して闘います。

主な要求項目

I. 労使関係について

- 1. 直ちに基本協約を締結すること。
- 2. 直ちに加藤誠二さんの懲戒解雇を撤回し、速やかに職場復帰させること。
- 3. 「リニア中央新幹線構想」について「申第2号」に基づき速やかに協議を行うこと。

その他、労使関係に関することを8件、計11件を要求。

II. 労働条件について

1. 勤務関係について

- (1) 年間20日間の年休を取得させるために①臨時列車に対応した適正要員を配置すること。
- (2) 研修センターへの入所者、QC、業研、アドバイザリー等での出張者を必要要員として要員化すること。
- (3) 失効する年休は全てD単価で買上げること。
- (4) 時季変更の考え方を明らかにすること。
- (2) 休日出勤を解消するために必要な要員を配置すること。更に、いつまでに休日出勤を解消するの明らかになること。
- (3) 乗務員の勤務について改善を図ること
- (1) 在来線における乗継・分割・併合・入換時の時間を見直し、余裕をもった確認作業ができるようにすること。
- (2) 新幹線の車掌行路で、出先地において、労働外時間が3時間以上発生するような行路作成は見直すこと。
- (3) 新幹線乗務員行路において品川、静岡泊行路など、宿泊場所からの移動が通常より時間を要する場合に乗務員の起床時間を早めているが、その時間を労働時間とする。
- (4) 乗務員の交番作成は、在宅休養時間を確保するため、一行路の拘束時間を24時間以内とする。
- (5) 乗務員の予備月の勤務発表を交番者と同じく前月10日に休日予定を発表すること。
- (6) 訓練の待ち時間は1時間以内とし、長時間の拘束を伴う行路での前訓練は止めること。
- (4) 車両所において、休憩時間前後の移動時間を労働時間とする。また、更衣時間を労働時間とする。
- (5) 駅の勉強会・訓練会は勤務時間内もしくは勤務明けに指定すること。
- (6) 車いす対応、遺失物対応等の業務に携わる社員を職業業務の正式な要員として配置すること。また、全駅「直轄」で行い、専任社員、泊勤務ができない社員、身体に障害を負った社員が働ける職場として活用すること。

2. 賃金関係について

- (1) 割増賃金の1時間当たりの単価を改訂すること。
- (1) 超勤手当 (B単価) を1時間当たり130/100から150/100とすること。
- (2) 夜勤手当 (C単価) を1時間当たり40/100から50/100とすること。
- (3) 祝日手当 (E単価) を1時間当たり35/100から50/100とすること。
- (4) 休日出勤 (D単価) を1時間当たり150/100から200/100とすること。
- (5) 準夜勤手当を300円から500円とすること。
- (2) 定期昇給は、現等級経過年数に関わらず基準昇給額を1200円とし、標準乗数を4とすること。
- (3) 配偶者の扶養手当を1万円とすること。
- (4) 原油等の値上げに伴い自転車等の通勤手当を改訂すること。
- (1) 5*未満を2000円から2600円にすること。
- (2) 5*以上10*未満を4100円から5400円にすること。
- (3) 10*以上15*未満を6500円から8500円にすること。
- (4) 15*以上20*未満を8900円から11600円にすること。
- (5) 20*以上25*未満を11300円から14500円にすること。
- (6) 25*以上30*未満を13700円から17900円にすること。
- (7) 30*以上35*未満を16100円から21000円にすること。
- (8) 35*以上40*未満を18500円から24100円にすること。
- (9) 40*以上を20900円から27200円にすること。
- (5) 発令された勤務地より他の勤務地で勤務をする場合は助勤手当を新設し、暦日につき1000円を支給すること。

- (6) 特殊勤務手当を改訂すること
- ① 乗務手当A、Fまでを一律1日につき300円増額すること。
- ② ワンマン行路に勤務した場合の乗務手当を①項の外300円増額すること。
- ③ 運転手当A、Cまでを一律1日につき300円増額すること。
- ④ 検修手当を500円から1000円とする。
- ⑤ 工務作業手当を700円から1000円とする。
- ⑥ 営業手当A、Bを一律1日につき300円増額すること。
- (7) 休職者が休職前に補償措置額支払い対象となっていた場合、復職した際にも引き続き補償措置額を支給すること。

3. 運輸系統の社員運用について

- (1) 異動に際しては本人の希望を前提にし、強要は行わないこと。
- (2) 駅への還流は運転士需給に踏まえた異動数とすること。
- (3) 駅への還流により、駅組合員が希望しない転勤は発生させないこと。
- (4) 駅への異動者に特別加算を行うこと。
- (5) 異動期間を最長3年とし、乗務員への復職時期を予め明示すること。
- (6) 現在、駅へ還流されている組合員の元職場への復帰時期を明らかにすること。
- (7) 駅へ還流されている期間についても、運転士としての運転適正検査等を継続すること。

4. 通勤関係について

- (1) マイカー通勤において、不可抗力により、出勤時間に間に合わなかった場合は障害休暇とすること。
- (2) 本人の希望する通勤経路の通勤手当を支給すること。
- (3) 始業が早朝、就業が深夜になり、所定の通勤経路で出勤出来ない場合は異経路の交通費を実費で支給すること。

5. 出向社員の労働条件について

- (1) 出向先で発生した問題の解決や労働条件の改善については、会社が責任を持って労働組合と協議の場を持つこと。

6. その他

- (1) 「主任レポート」については、提出者の報告を尊重し、内容の変更を強要しないこと。
- (2) 時系列等報告書の提出について強要は行わないこと。
- (3) SAS (睡眠時無呼吸症候群) について

- ① すべての検査費用は会社が負担し、勤務時間とすること。
- ② 業務上必要な治療にかかる費用、器具は会社が負担すること。
- (4) 旅客から社員への暴力事件で、医療費、慰謝料、給与保障、警察から事情聴取や通院にかかる勤務証明、刑事告訴など、すべて会社が前面に出て対応する制度を確立すること。
- (5) 新幹線乗務員の夏制服の洗濯に要する期間を、一週間以内に受取りができるように短縮すること。
- (6) 盛夏時、上着及びネクタイの着用を省略できるようにすること。
- (7) 新幹線及び在来線乗務員の制服の使用期間外の保管は、会社が責任を持って保管すること。
- (8) 検修庫の暑さ対策を明らかにすること。また、水分補給のための飲み物を用意すること。
- (9) 定期健康診断は勤務時間とすること。
- (10) 印鑑(スタンプ印)を全社員に貸与すること。

III. 専任社員の雇用条件・労働条件について

- (1) 高齢者雇用については、希望する社員全員を、すべて雇用すること。
- (2) 専任社員として新たに雇用される場合の基本給は、基本給を一律に20万円とし、契約満了報労金も一律とすること。
- (3) 専任社員の労働条件の改善について、必要要件を確保し、専任社員の体力、賃金に見合った労働条件に改善すること。
- (4) 住宅関連制度を見直し、専任社員に雇用された場合で、本人の希望があれば社宅の使用を認めること。また、社宅使用料の適用基準を撤廃し、同額とすること。

IV. 安全確保について

1. 共通事項

- (1) 社員からのインシデント等の報告については、懲罰的な対応は止めること。
- (2) 事故に関する速やかな情報開示はもろろのこと、原因の詳細や対策などについて労働組合に説明し協議をすること。また、JR東海は極めて公共性の強い企業であり、沿線住民への影響のある事故については説明や謝罪を行うこと。
- (3) 「再教育」と称した見せしめ的な日勤教育は廃止すること。
- (4) 運転中の試問は直ちに中止すること。また、特定の乗務員に対し、

- 添乗を何回も重ねることとは止めること。
- (5) 年に一度の新幹線の応急処置、在来線の異常時取扱いの確認は止めること。また、知識・技能の確認は通常の訓練で十分把握できるので、現行の確認方法は止めること。
- (6) 倒木等を防止する対策を講じ、また、土砂崩れ防止の対策を強化すること。
- (7) 「運転記録情報装置」の記録に基づく注意・指導は行わないこと。

2. 在来線関係について

- (1) 勾配線に車両を留置させないこと。また、やむを得ず車両を留置する場合には手ブレーキを装備した車両とすること。
- (2) 速度計に異常のある車両は直ちに車両交換し、運転士の注意力のみでの体感速度による運転は止めること。
- (3) 野生動物が線路内に進入しない対策を講じていること。119系については車両前部にスカートを設置すること。

3. ワンマン運転関係について

- (1) ワンマン列車は各駅停車の列車に限定すること。
- (2) 各駅停車の列車でも、多客列車は車掌を乗務させること。
- (3) 快速列車は多客列車であり、車掌を乗務させること。
- (4) ワンマンミラーがスモークガラスによって見にくい車両があるのを改善すること。
- (5) 全面ガラスのワイパーのふき取り面積が狭く、ホームミラーが見えにくいためワイパー機能を改善すること。
- (6) 駅ホームにおいて、照明の照度が足りず、ホームの安全確認が困難な駅があるので改善すること。

4. 新幹線関係について

- (1) 入換運転の添乗報告は到着後とすること。特に、新大阪駅、品川駅、引上げ線、品川駅上り1番線間の添乗報告は中止すること。
- (2) 未だに発生しているブレーキディスクボルトやブレーキディスク板の亀裂の実績を年度ごとに明らかにすること。亀裂の原因が解明されるまで、台車検査の検査周期を30万キロに戻すこと。
- (3) 平成20年4月からブレーキディスクの現車試験が開始され、平成21年5月にはその現車試験品が継続搭載され調査が行われている。現車試験の目的及び試験結果を明らかにすること。

全組合員

「丸」となっていて

職場を「丸」にする!